

令和8年度東京都税制調査会 第3回 小委員会

【テーマⅡ】

「ふるさと納税」

令和8年8月14日

「ふるさと納税」 目次

資料名	頁
「ふるさと納税」に関する論点	1
「ふるさと納税」の概要	2
「ふるさと納税」受入額等の推移	3
令和7年度東京都税制調査会報告（「ふるさと納税」）	4
会計検査院からの「ふるさと納税」に対する指摘	5
「ふるさと納税」の地方交付税等に対する影響（東京都の試算）	6
令和8年度与党税制改正大綱（令和7年12月19日）一部抜粋	7
令和8年度税制改正内容①　－寄附金活用可能額の設定及び使途の公表－	8
令和8年度税制改正内容②　－特例控除額の定額上限の設定－	9
特例控除額の定額上限の対象者割合	10
総務省によるポータルサイト手数料の引下げ要請（令和8年5月22日）	11
「ふるさと納税の指定基準の見直し」（総務省 令和7年6月24日付け告示第220号）	12
（参考）「ふるさと納税」に係る指定取消の状況	13
各自治体の収支状況について	14
国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（令和8年6月22日）	15
「ふるさと納税」制度の見直しに向けた総務大臣への共同要請（令和7年12月4日）	16
令和7年度横浜市税制調査会報告書－ふるさと納税制度のあり方－（令和8年1月26日）	17

論点

令和 8 年度税制改正における一定程度的見直しや、会計検査院の指摘を踏まえ、改めて「ふるさと納税」についてどう考えるか

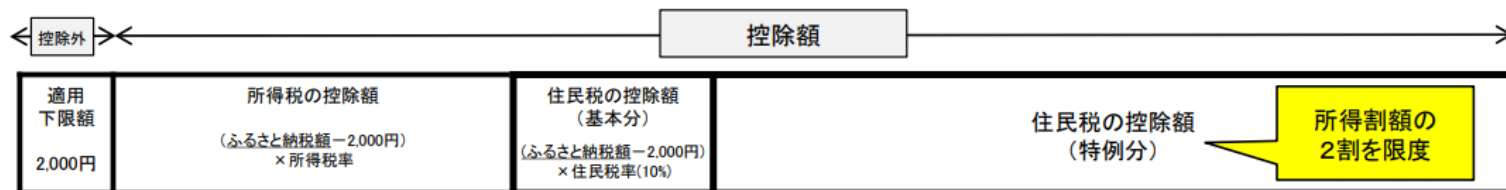
<検討項目>

- 「ふるさと納税」制度が地方税財政に与える影響について
 - ー 受益と負担の関係、会計検査院の「ふるさと納税」制度に対する指摘 等
- 「ふるさと納税」制度廃止を見据えた見直しの方向性について
 - ー 令和 8 年度税制改正における見直し 等

「ふるさと納税」の概要

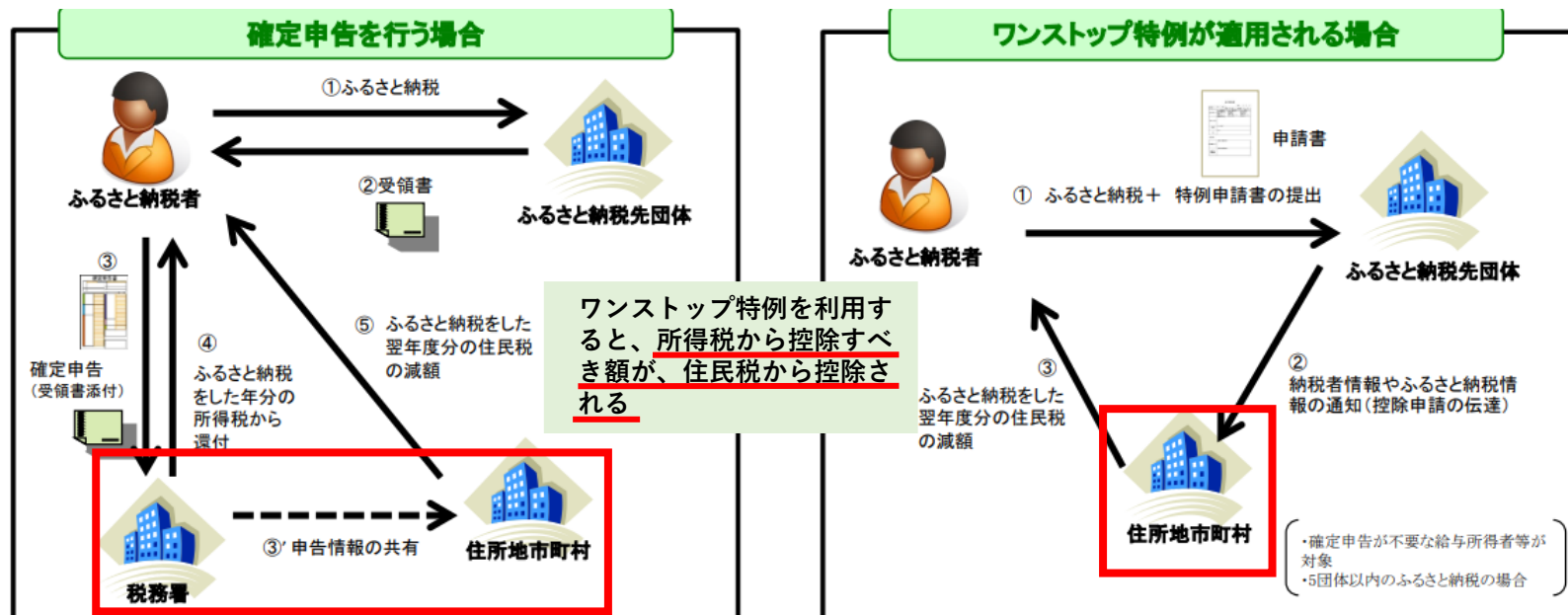
制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
（例：年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。）



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設。

（平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用）

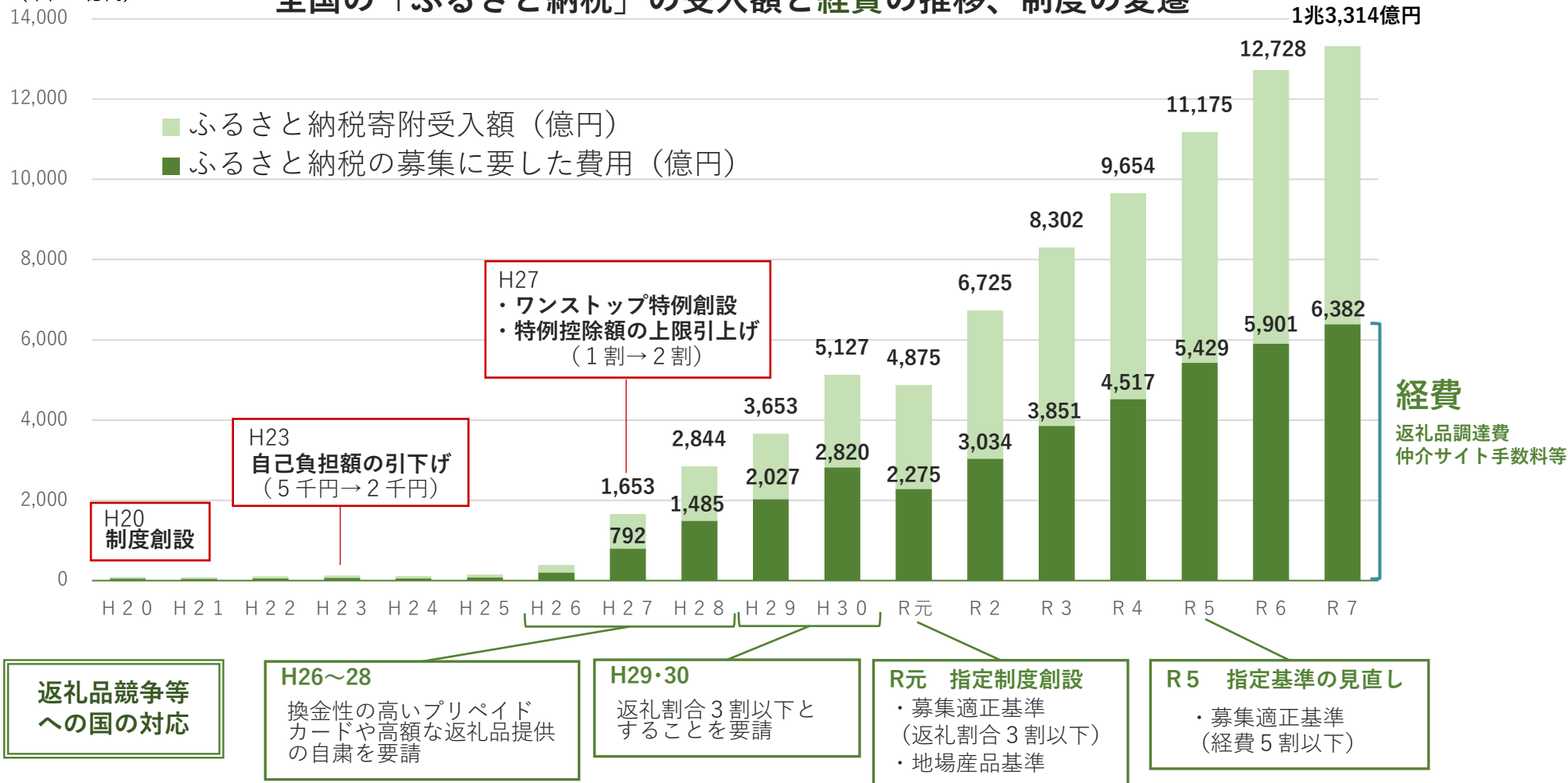


「ふるさと納税」受入額等の推移

- 「ふるさと納税」は、地方創生を進め、全国の様々な地域に活力を生むために導入された制度であるが、平成27年度の制度拡充以降、返礼品競争が激化し、実質的な官製通販と化している

(単位：億円)

全国の「ふるさと納税」の受入額と経費の推移、制度の変遷



注 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

注 H20～H26については経費を寄附額の5割と仮定

「ふるさと納税」制度は多くの問題点があることから、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行い、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきである

【問題点】

- 受益と負担の関係という地方税の原則を歪めるとともに垂直的公平の観点でも大きな問題
- 「ワンストップ特例制度」は、地方から国への財源の移転と同じであり、不合理な制度
- 官製通販化した実態など、本来は見返りを求めない「寄附」とはかけ離れた利用が常態化
- 返礼品調達費のほか様々な費用により、地方自治体が活用できるのは寄附額の5割程度にとどまり、本来、住民への行政サービスとして提供されるべき財源が地方自治体の外に流出しているとも言える

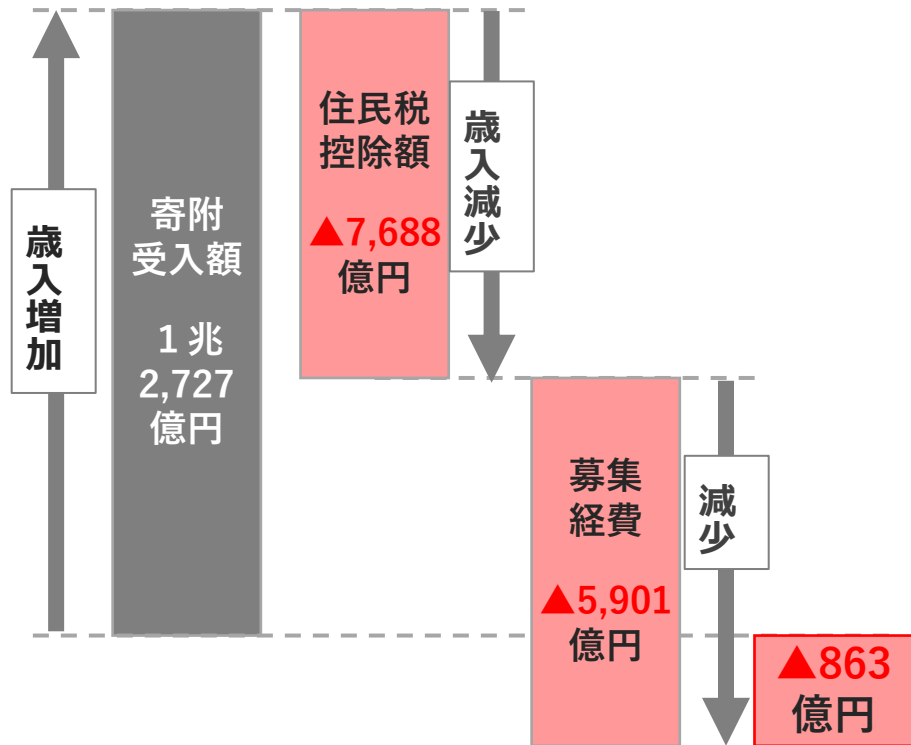
【見直し策として出された意見】

- 見返りを求めない「寄附」本来の姿に近づけるため、返礼割合を段階的に引き下げていくべき
- 垂直的公平の観点から、特例分の控除額に定額で上限を設定することが考えられる
- 返礼品は、所得税法第78条第2項第1号における「特別の利益」に当たると考えられ、寄附金控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべき
- 「ワンストップ特例制度」による地方自治体の税収減分は国によって補填されるべき
- 地方自治体が寄附先を指定できる制度とすることも考えられる
- 都民に問題点を提起し、理解を促進すること、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、国に対して制度の見直しを求めていくことも重要

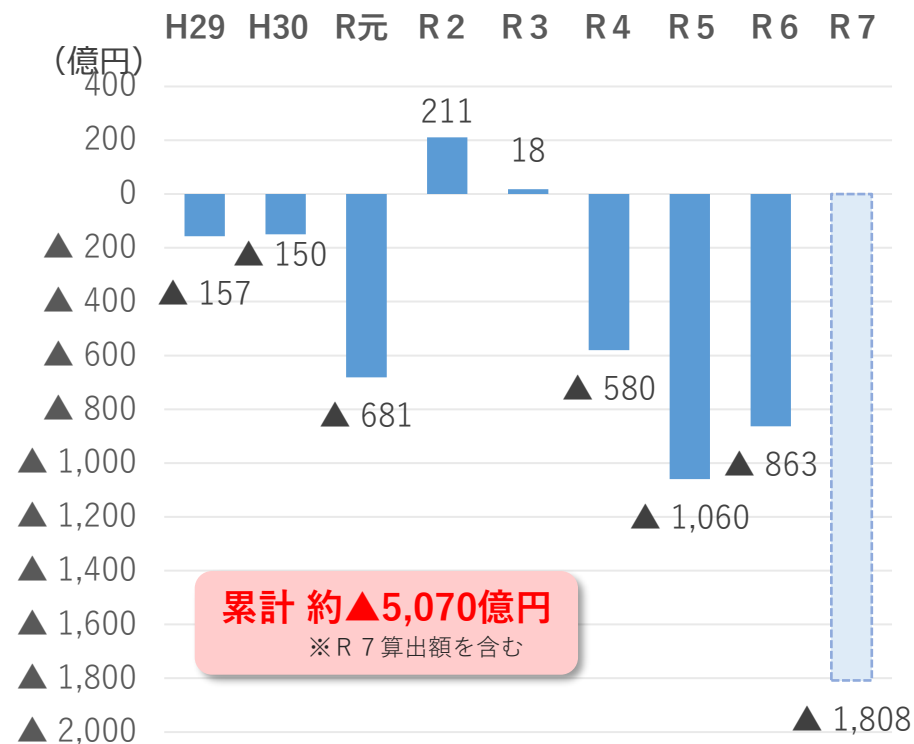
会計検査院からの「ふるさと納税」に対する指摘

- 会計検査院は報告書において、「29年度以降の地方公共団体全体の決算への影響額をみると、令和2、3両年度を除いて決算への影響額はマイナスとなっており、6年度は▲863億円となっていた」と指摘
また、総務省に対し、ふるさと納税が地方財政に与える影響についての検証を行うよう要求
- 会計検査院の報告書では、「ふるさと納税は地方公共団体の歳入総額を減少させているとされており、今後も寄附受入額等の増加に伴い、決算への影響額のマイナス幅が拡大する可能性がある」

○ 地方自治体の歳入総額への影響額（令和6年度）



○ 平成29年度以降の地方財政に与える影響



注1 会計検査院 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「地方財政計画の事後検証等の状況について」（令和8年6月）より作成

2 歳入総額への影響額については、計数の内訳及び合計が一致しない場合がある

3 地方財政に与える影響額について、令和7年度数値は総務省資料から都で算出

「ふるさと納税」の地方交付税等に対する影響（東京都の試算）

- 会計検査院の報告書には、前頁の863億円以外にも「地方交付税の法定率分の減少等が生じていると考えられるが、これらの額を把握することは困難」と言及がある
- 都が独自に、全国の影響額を試算した結果、「ふるさと納税」により所得税が最大で累計約3.0兆円程度減少している可能性。所得税の減収に連動し、交付税原資は平成29年以降、最大で累計約9,900億円減少している可能性。また、交付団体の場合、「ふるさと納税」による住民税控除額のうち75%は補填されるが、その累計額は約2.3兆円と推計される

○ 所得税の減収



○ 交付税原資の減少（所得税減収分の33.1%）



< 算出方法 >

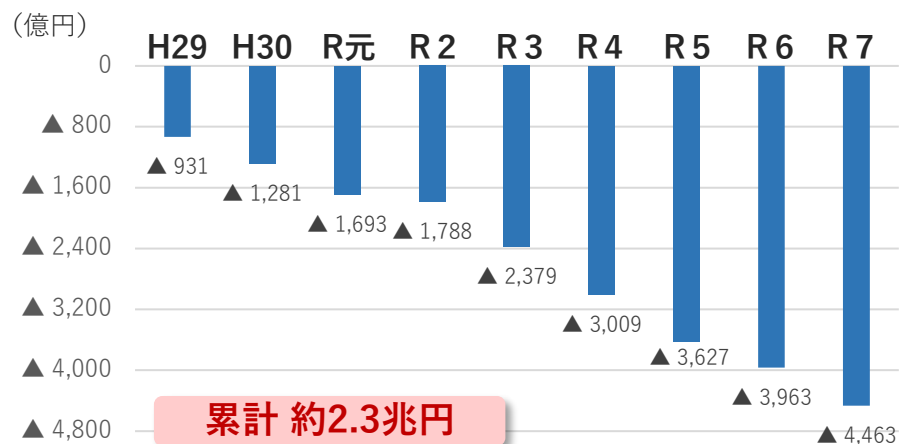
所得税の減収額 = 寄附収入総額 - 住民税控除額 - 自己負担額

※ 寄附者全員が税額控除上限額の範囲内で寄附をしたと仮定

※ 自己負担額 = 2,000円 × 「ふるさと納税」の控除適用者数で推計

※ 寄附収入総額及び住民税控除額は総務省公表数値

○ 交付税による補填



< 算出方法 >

交付税による補填額 = 交付団体のふるさと納税による住民税控除額 × 0.75

【R7における計算例】

ふるさと納税による住民税控除額（約5,951億円）※交付団体分

交付税による補填額（約4,463億円）

75%

第一 令和 8 年度税制改正の基本的考え方

4 公平かつ円滑な納税のための環境整備

（3）ふるさと納税制度の健全な運用に向けた見直し

ふるさとやお世話になった地方公共団体へ感謝や応援の気持ちを伝えるため、公的な税制上の仕組みとして創設されたふるさと納税制度は、寄附受入額が年間1.2兆円を超え、国民に広く浸透する制度となった。一方、ふるさと納税の募集費用のうち、ポータルサイト事業者への手数料等は1,656億円と寄附受入額の13%にも達している。

税制上の控除を利用して集められたふるさと納税の寄附は、まさに公金であり、地方公共団体において、住民サービスの充実や地域振興のために活用されるべきことは言うまでもない。このため、地方公共団体の区域外に流出するポータルサイト事業者など外部の事業者に支払う手数料等については、できる限り縮減していく必要がある。

これらを踏まえ、ふるさと納税制度の本来の趣旨に立ち返るため、地方公共団体が実施する事業に活用できる寄附金の割合を高められるよう、その割合を60%以上とするとともに、その使途の公表を求める。

あわせて、高所得者について所得に応じて上限なく増える特例控除額について、定額上限（給与収入1億円相当）を設けることとする。

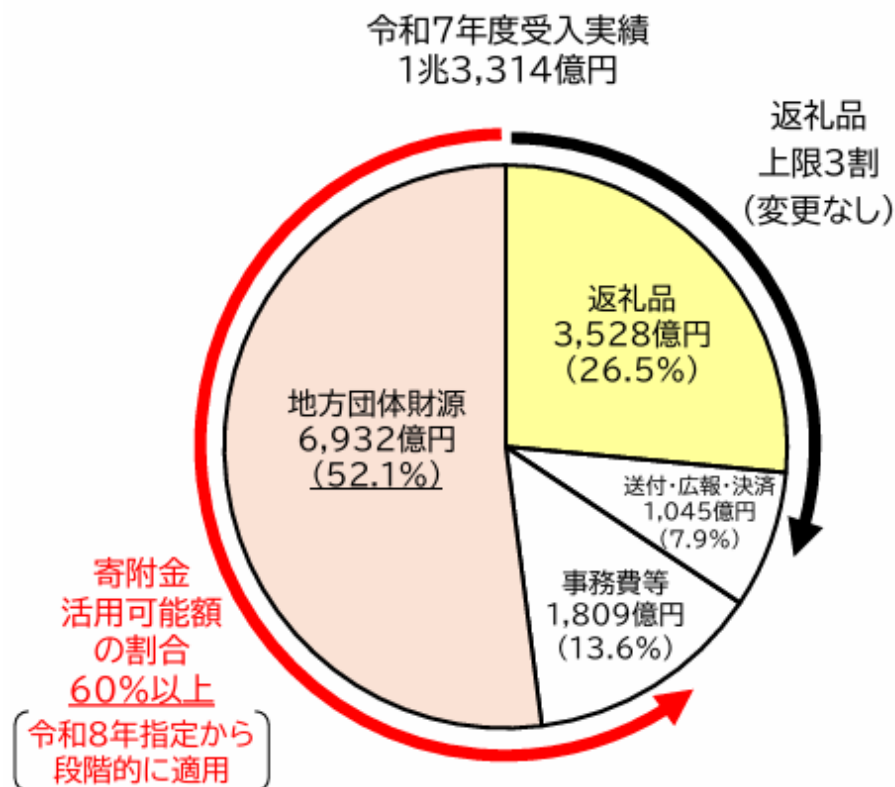
令和8年度税制改正内容① – 寄附金活用可能額の設定及び使途の公表 –

○ 寄附金活用可能額(寄附金のうち地方団体が活用できる財源)の割合を60%以上と設定するとともに、使途を公表。

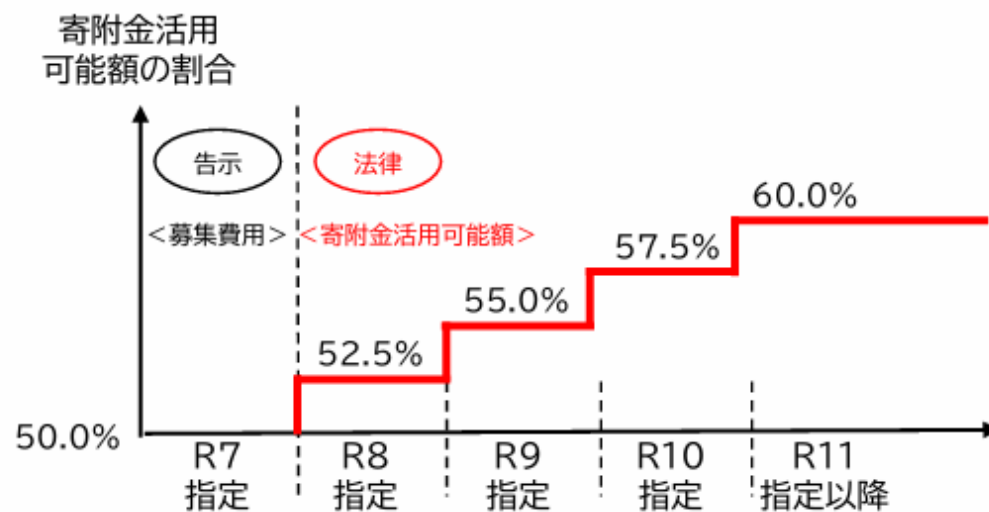
※ 令和8年指定から段階的に適用する。

(R8:52.5%、R9:55%、R10:57.5%、R11:60%)

<寄附金活用可能額(現状)>



<段階的適用イメージ>



○ 特例控除額について、193万円(給与収入1億円相当)(※1) を上限として新たに設定。

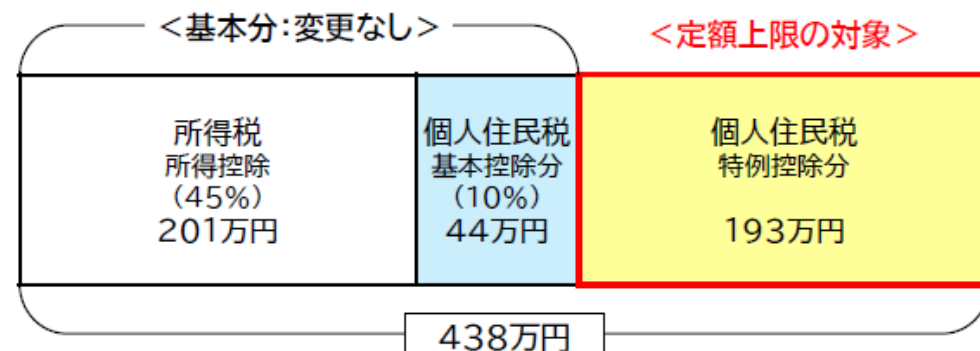
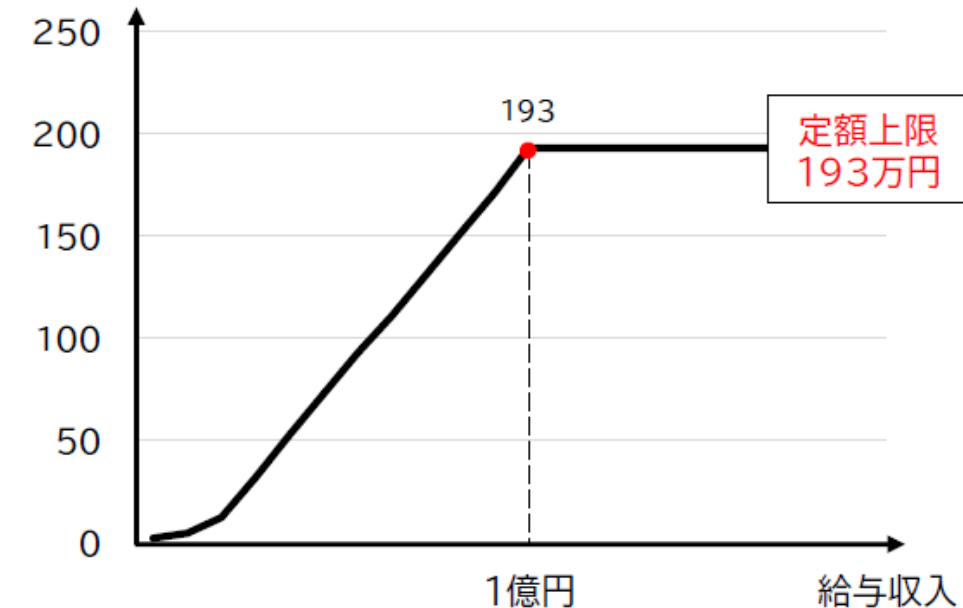
※1 438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。
(特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり)

※2 令和9年寄附分から適用する。

< 特例控除額の上限 > ※寄附額には上限なし

< 給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の
控除イメージ >

特例控除額
(単位:万円)

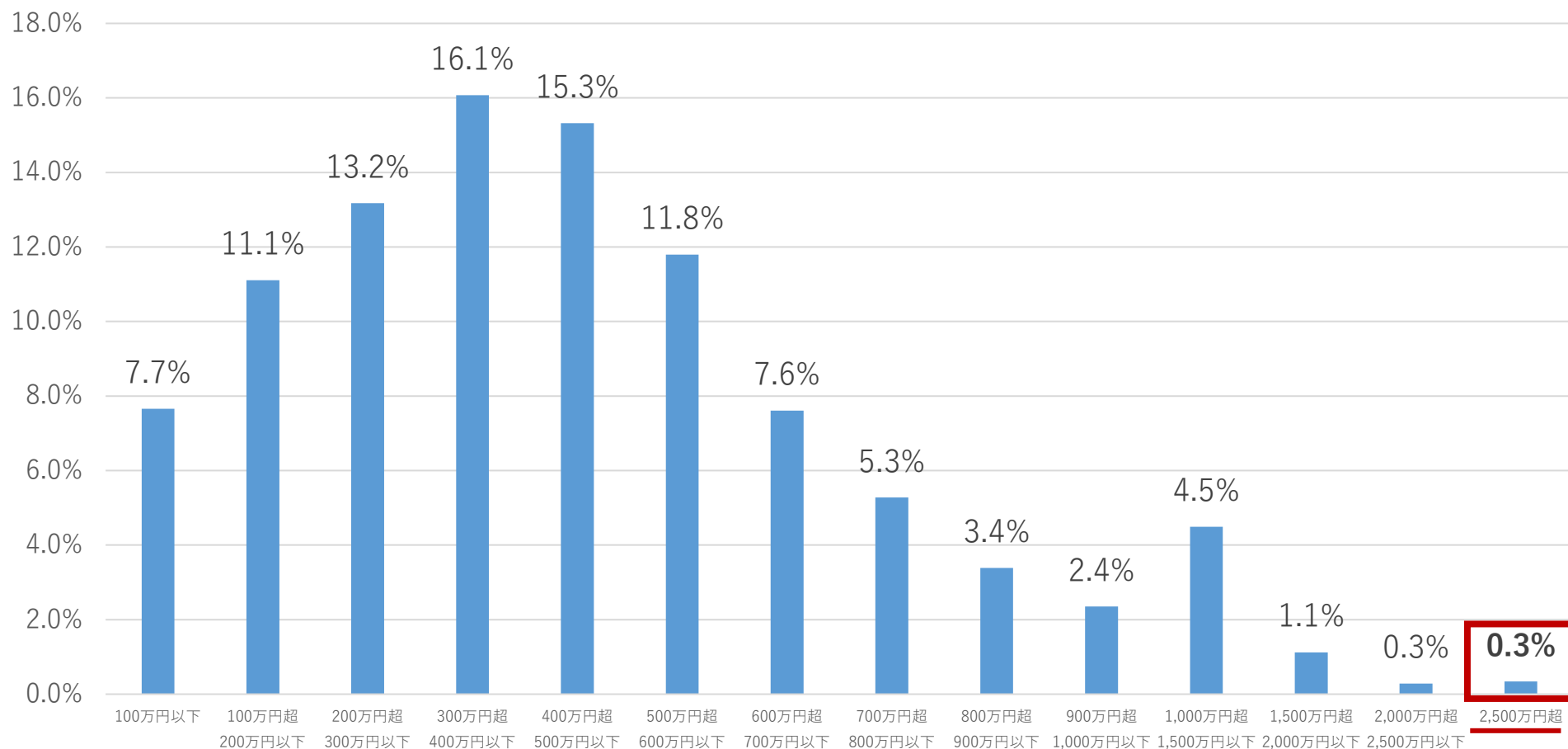


※ 独身又は夫婦共働き(給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方)の場合

特例控除額の定額上限の対象者割合

- 令和8年度税制改正において新たに設けられた、特例控除額の定額上限の対象となる給与収入1億円以上の方の割合は、相当程度低いものと推測される

令和6年度 給与階級別給与所得者数



注1 国税庁 「令和6年分 民間給与実態統計調査－調査結果報告－」（令和7年9月）より作成

2 本資料は、一年を通じて勤務した給与所得者5,137万人（令和6年度）の内訳を記載

総務省によるポータルサイト手数料の引下げ要請（令和8年5月22日）

- 総務省の調査(※) で、寄附額の11.5%（1,379億円）が手数料として事業者を支払われていることが判明
- 総務省から、合わせて9割超のシェアを占める仲介サイト事業者4社（さとふる、楽天、ふるなび、ふるさとチョイス）に対し、速やかなポータルサイト手数料の引下げを要請し、8月31日までに対応方針を書面で回答するよう要求

（※総務省による調査結果）

調査結果(全国集計)

寄附金受入額

令和6年度 受入額	うち、ポータルサイトを 経由した受入額(A)
1兆2,728億円	1兆2,025億円

94.5%がポータルサイトを
経由した受け入れ

【調査概要】
<調査対象> 1,788団体(全団体)
<主な調査項目(令和6年度実績)>
①ポータルサイトを經由したふるさと
納税受入額
②ポータルサイト運営事業者への支払
目的別の支払額

ポータルサイト運営事業者への支払額

支払総額 (B)	支払目的別の内訳				
	調達	送付	広報	決済	事務費等
2,559億円	947億円	234億円	52億円	161億円	1,166億円
			1,379億円(C)		

●受入額に対する支払総額の割合(B/A)=21.3%
●受入額に対する調達・送付に要する費用を除いた支払額の割合(C/A)=11.5%

注 総務省 「ふるさと納税のポータルサイト運営事業者への支払額等に係る調査結果」（令和8年5月12日）より抜粋

＜基準への適合性に疑義が生じている事例＞

- （1）返礼品の付加価値について、**算出方法が地方団体により様々**となっている
- （2）返礼品等の**調達費用**について、返礼品取扱事業者等が**一般に販売する小売価格に比べ相当程度高額なケース**がある
- （3）返礼品調達費用やポータルサイト事業者等への手数料など、「ふるさと納税」の**募集に対する費用は5千億円を超える規模**となっている

＜見直し内容＞

- （1）付加価値割合の算出について、**価格に基づく算出を基本**とする。
製造・加工品等の返礼品について、当該返礼品の製造等を行う者が**価値の過半が区域内で生じたことを証明**するとともに、地方自治体がその**証明事項を公表**。
- （2）「付加価値基準」に基づく返礼品については、当該返礼品の製造等を行う者による「価値の過半が区域内で生じた」ことの証明に加え、**一般販売価格も併せて証明書に記載することとし、それらの内容を公表**。
- （3）地方団体が、「**1支払先あたり100万円以上**」の募集費用について、その**支払先・支払額・支払目的を公表**。

（1）・（2）は、令和8年10月以降の指定から適用
（3）は令和7年度の募集費用（令和8年9月に公表）から適用

(参考) 「ふるさと納税」に係る指定取消の状況

- 返礼品競争の過熱化を受け、近年でも複数の自治体が指定取消を受けている
- 返礼品の不備など指定基準違反の恐れにより、自主回収を行っている事例も生じている

類型	取消時期	取消事由
返礼割合 3 割以下基準 地場産品基準 に関する違反	R 2.7 月	<u>返礼品代金の半分以上を梱包費に計上</u> し、寄附額に占める返礼品調達費の割合を 3 割以下とする基準に違反（地場産品基準違反にも該当）
	R 4.5 月	<u>温泉利用券の見かけ上の調達費を減額し、送料や梱包費を実際の金額よりも高く設定し</u> 、返礼品調達費の割合を 3 割以下とする基準に違反（地場産品基準違反にも該当）
募集適正基準 （経費総額 5 割以下） に関する違反	R 7.9 月	<u>手数料のポータルサイトを介した寄附</u> の伸張等より募集費用が 5 割を超過
	R 7.9 月	<u>寄付額設定の対応等</u> により募集費用が 5 割を超過
	R 7.9 月	<u>調達費、運送費等の超過</u> により募集費用が 5 割を超過
返礼割合 3 割以下基準 に関する違反	R 4.1 月	<u>人気返礼品の納品時期等から、別事業者の代替品を調達</u> 返礼品調達費の割合を 3 割以内とする基準に違反
	R 7.6 月	生産者に返礼品の買取費用等に加えて <u>奨励金を交付</u> 返礼品調達費の割合を 3 割以内とする基準に違反
	R 7.9 月	<u>補助金の一部が返礼品の調達費用に該当</u> 返礼品調達費の割合を 3 割以内とする基準に違反
地場産品基準 に関する違反	R 7.6 月	返礼品について、仕入事業者が産地を偽装

各自治体の収支状況について

- 上位20自治体の合計額で全体の黒字額の2割以上を占め、限られた自治体に寄附が集中
- 赤字団体の多くが都市部に集中しており、上位20自治体の合計額で全体の赤字額の6割以上を占める

黒字上位自治体（令和7年度）

順位	収支(億円)			順位	収支(億円)		
1	大阪府	泉佐野市	121	11	山梨県	富士吉田市	50
2	北海道	白糠町	112	12	京都府	京都市	44
3	宮崎県	都城市	108	13	静岡県	富士市	43
4	北海道	別海町	106	14	福井県	敦賀市	43
5	宮崎県	宮崎市	69	15	山梨県	山梨市	38
6	宮城県	気仙沼市	68	16	新潟県	南魚沼市	37
7	北海道	紋別市	62	17	千葉県	銚子市	35
8	北海道	根室市	61	18	茨城県	守谷市	34
9	静岡県	焼津市	56	19	静岡県	富士宮市	34
10	山梨県	甲府市	53	20	北海道	千歳市	34
上位10自治体計			818	上位20自治体計			1,210
上位10自治体の黒字額に占める割合			14.1%	上位20自治体の黒字に占める割合			20.9%

赤字上位自治体（令和7年度）

順位	収支(億円)			順位	収支(億円)		
1	東京都		▲938	11	東京都	杉並区	▲61
2	神奈川県	川崎市	▲148	12	東京都	練馬区	▲61
3	東京都	世田谷区	▲129	13	大阪府		▲53
4	愛知県	名古屋市	▲124	14	愛知県		▲53
5	東京都	港区	▲90	15	東京都	目黒区	▲51
6	東京都	大田区	▲70	16	東京都	中央区	▲49
7	神奈川県	横浜市	▲69	17	東京都	渋谷区	▲48
8	東京都	江東区	▲64	18	千葉県		▲48
9	東京都	品川区	▲63	19	埼玉県		▲48
10	神奈川県		▲61	20	東京都	文京区	▲43
上位10自治体計			▲1,756	上位20自治体計			▲2,271
上位10自治体の赤字に占める割合			50.3%	上位20自治体の赤字に占める割合			65.1%

黒字自治体数：1,493 総額：5,788億円

赤字自治体数：295 総額：▲3,489億円

注1 寄附受入額及び経費は令和7年度受入額の実績、住民税控除額は令和8年度課税における実績、交付税相当額は住民税控除額×75%による推計
注2 収支計算方法：寄附受入額－住民税控除額－経費＋交付税相当分
注3 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

（現状・課題）

- ① 「ふるさと納税」は、**受益と負担という地方税の原則をゆがめるもの**
- ② **返礼品競争**により、**寄附本来の趣旨を促す制度となっていない**
 - 人気のある地場産品の有無等から**地方自治体間の格差が拡大**
 - 様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は、**寄附受入額の5割程度**
- ③ 所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、**公平性の観点からも問題**
- ④ **ワンストップ特例**を利用すると、**所得税から控除すべき税額について、住民税から控除される**



（具体的要望内容）

- （1） 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、**廃止を含め制度の抜本的な見直し**を行うこと。
制度を見直す場合には、
 - **住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更**
 - **返礼品の段階的廃止**
 - **自己負担額下限の引上げ**
 - **特例控除額の上限の更なる引下げ**などを早期に実現すること
- （2） 「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間、**地方自治体の減収分については、全ての地方自治体に財源を措置**すること。

「ふるさと納税」制度の見直しに向けた総務大臣への共同要請（令和7年12月4日）

都内自治体による総務大臣への共同要請

要請内容

「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し

要請者

東京都知事・特別区長会会長・東京都市長会会長・東京都町村会会長

「ふるさと納税制度」に関する要望について（要旨）

- 「ふるさと納税」は、全国の様々な地域に活力を生むことを目的に創設された制度であるが、**返礼品目的の官製通販になっており、パイの奪い合いに注力せざるを得ない状況**
- **自治体間で寄附受入額の格差が顕著**となっているほか、仲介サイト委託料など多額の経費が生じており、寄附先の**自治体が活用できる額は寄附受入額の5割程度**にとどまっている
- 高所得者ほど多額の寄附金控除が可能となる仕組みなど、解消すべき問題が山積
- **受益と負担という地方税制本来の趣旨を逸脱しており、地方自治の根幹を破壊している**と言っても過言ではない
- 制度の廃止を含めた抜本的な見直しとともに、下記事項について直ちに見直すことを強く求める

- 1 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に低額の上限を設けること。
- 2 募集に要する費用の上限を寄附金の額の合計額の「100分の50」から縮小を図ること。特に返礼品経費の上限については、「100分の30」から更なる縮小を図ること。
- 3 「手続きの簡素化」という名目で、一方的に所得税控除分を地方自治体に肩代わりさせているワンストップ特例制度について、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されている現状を踏まえ、速やかに廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

■報告書概要

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意志で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されたが、現状は返礼品競争や地方自治体間での寄附額の偏在、制度運営に伴う多額のコストなど、構造的な課題が生じている。

そこで、抜本的な改善策として「特例控除の廃止」を提案する。

ふるさと納税にのみ存在する特例控除によって、返礼品目的の利用を助長し、制度本来の趣旨を損なう最大の要因となっているからである。

本来の趣旨に沿った制度とするためには、特例控除の廃止により適正な寄附金税制に戻すべきである。その結果、自治体への財政影響も大きく軽減される。返礼品競争の緩和によりポータルサイト運営事業者への支払いも少なくなり、地方財源の減少を抑制できる。

■報告書

第3章 ふるさと納税制度の問題点

6 一部自治体への受入額の偏り－地方財政調整を逆行させる危険性や地方税の奪い合いの発生－

ふるさと納税制度による寄附金の獲得を目指して返礼品の発掘と調達に注力することで、地域経済の活性化に効果のあることは否定しないが、前述の受入が多い自治体が偏っている現状を踏まえ、その効果は一部の自治体に限定されており、制度全体として一般的に是認することは難しい。そもそも他の自治体の税収を原資として地域活性化を図る仕組みが妥当かどうか、改めて検討する必要がある。

さらに、利点のように指摘される「自治体間の競争」についても、誤った認識が広まっているように思われる。（中略）いずれにしても、地方財政調整の効果はふるさと納税には備わっておらず、地域経済活性化や自治体間競争の利点も文字通りに肯定できるものとは言い難い。